

遺贈寄付をお考えの方へ

# 子どもたちが、いまも未来も幸せに。

変化が激しいこれからの時代、  
子どもたちが「幸せに生きぬく力」を育める社会へ。  
未来ある子どもたちのために、「人生最期の社会貢献」をお考えの方は、  
ぜひ放課後 NPO アフタースクールへの遺贈寄附をご検討ください。

ミッション

## 放課後 NPO について

# 日本中の放課後を、ゴールデンタイムに。

かつては、思いっきり遊んで、好きなことに夢中になれる時間だった放課後。

時代の変化とともに、子どもたちの自由な放課後は失われ、

安全で自由に遊べる居場所が不足し、体験の格差が広がっています。

全国の放課後を、誰にとっても安心・安全で、あらゆる可能性を持つ豊かな時間

“ゴールデンタイム” にし、多様な大人や体験との出会いを通じて、

子どもたちの自己肯定感やチャレンジ意欲が育まれる社会を目指します。

## 遺贈寄付の使途

放課後が安全安心で多様な体験ができる豊かな時間になるよう、全国の小学生の居場所（学童保育、児童館等）の支援や啓発・調査研究活動へご寄付を活用させていただきます。



＼ 全国の /

### 子どもの居場所支援

居場所の運営団体・職員向けの研修、運営の仕組みや環境改善など



### 調査研究活動

放課後の実態調査・課題分析、居場所の質評価の仕組みづくりなど



### 啓発活動

国に向けた政策提言、社会課題の認知促進、好事例やノウハウ等の情報発信

## 遺贈寄付の流れ



### ①事前相談

まずは、お気軽に放課後 NPO アフタースクールまでご相談ください。  
私たちが遺贈寄付をどのように活用させていただくのか、どんな財産なら遺贈できるのか、詳細にご案内させていただきます。



### ②遺言書作成／保管

ご家族・ご親族に遺したい財産と、遺贈寄付したい財産について記載した遺言書を作成します。作成は専門家への依頼が推奨されます。必要に応じて、私たちから信頼できる専門家をご紹介しますことも可能です。  
作成した遺言書は、ご自身が亡くなるまでの間、紛失・亡失のないように、公証役場または法務局に保管することが推奨されます。

## ご逝去



### ③遺言執行

遺言執行者が、遺言の内容に沿って遺言の執行を開始します。手続きが滞りなく済めば、放課後 NPO アフタースクールにご寄付が届きます。ご寄付をいただいた段階で感謝状をご家族・ご親族にお送りし、ご希望に応じてウェブサイトなどでもご紹介させていただきます。

## ⚠ 遺贈寄付の注意事項 ⚠

### ・ご家族への財産の遺し方を考えましょう

法定相続人がいる場合は、遺された方がご逝去後に困ることがないように、寄付金額はご家族に十分に配慮して決めましょう。

### ・生前から遺言執行者に共有しましょう

遺言書開示の段階で初めて関係者が放課後 NPO アフタースクールへの遺贈を知ると、寄付の意図がよく伝わらず戸惑ってしまう可能性があります。遺贈が円滑に進むためにも、生前から寄付の意思を遺言執行者に共有しておきましょう。

### ・課税対象となる遺贈寄付の確認を

特定非営利活動法人への遺言による寄付は、原則として相続税は課税されません。しかし、相続人が相続財産から寄付する場合など、課税対象となる遺贈寄付の方法もありますので、どの方法で遺贈寄付をするかよく検討しましょう。

## お受入れ可能な財産



### 現金

金●●円と金額を指定するか、預貯金の●割といった割合の指定でご寄付いただけます。少額のご寄付も可能です。



### 有価証券

株式・債券・手形・小切手などは、原則として換金した状態でのご寄付をお願いしております。現金化が難しいご事情がある場合は、状況によっては現物のままお受入れできる可能性もございますので、事前にお問合せください。



### 不動産

原則として現金に換金した状態でのご寄付をお願いしております。不動産の寄付は、金銭の寄付とは異なる特性やリスクがあるため、原則として現物はお受入れしておりません。

## 包括遺贈について

### ・ 特定寄付と包括寄付

「金●●円」といった、財産を具体的に指定して譲ることを「特定遺贈」といいます。これに対し、財産の種類を指定せず、財産の「全部」「半分」「●%」というように、割合のみを指定して譲ることを「包括遺贈」といいます。

### ・ 包括遺贈のリスク

包括遺贈では、価値の下がってしまった不動産や有価証券、借金などの負の財産も引き継がれます。せっかく遺贈寄付を含む遺言書を作成しても、財産の内容などを寄付先に相談・共有していないと、寄付先が負債を抱える可能性のある寄付は放棄されてしまう場合があります。

私たちは、財産の調査や価値の下がった不動産の引取等を行っている専門機関と連携して、負の財産を含む包括遺贈の受入れ体制を整備しています。

▶ **包括遺贈のご相談も、お気軽にお寄せください。**

## よくあるご質問

### Q 寄付はどのように使われるの？

全国の小学生の居場所（学童保育、児童館等）の支援や啓発・調査研究活動に活用させていただきます。  
詳細は、表紙をご覧ください。

### Q 遺贈寄付をすると、税金はどうなりますか？

遺言により団体へ遺贈寄付が実行された場合は、相続税が非課税となります。一方、相続人が相続財産を寄付する場合は、相続人に相続税が課税されます。また、相続人が相続財産を放課後 NPO アフタースクールへ寄付した場合は、特定寄付金にあたらないため、所得税の寄付金控除の対象となりませんので、ご注意ください。

### Q 遺留分とはなんですか？

法定相続人に最低限保証された遺産の受取分を指します。遺言書で遺贈寄付の遺志を残しても、寄付の割合が遺留分を侵害していると、法定相続人とのトラブルになる可能性があるため、あらかじめ家族・親族とはよく相談して寄付額を決めましょう。

### Q 遺贈寄付はいくらから受け付けていますか？

遺贈寄付に金額の下限はありません。余生に必要な財産に不安がある方は、「死亡時に残った財産の●%を寄付する」といった指定も可能です。少額のご寄付も大切にさせていただきますので、金額の多寡にかかわらず、お気軽にご相談ください。

### Q 「おひとりさま」はどうしたらよいですか？

配偶者・子・孫・ご両親・ご兄弟など、相続人にあたる人がいない「おひとりさま」の場合、遺言書がないと、財産は最終的に国庫に帰属することになります。財産をご自身の希望に合う形で役立てたい場合は、遺言書を作成することをお勧めします。

## お問い合わせ



特定非営利活動法人  
放課後 NPO アフタースクール

放課後 NPO アフタースクール

検索

MAIL [info@npoafterschool.org](mailto:info@npoafterschool.org)

TEL 03-6721-5043 FAX 03-6721-5044

〒113-0033 東京都文京区本郷 1-20-9 本郷元町ビル 5F



生前のご寄付も受け付けておりますのでぜひご検討ください！

## 法人概要

設立：2009 年 6 月

代表：平岩国泰 渋谷区教育長職務代理  
新渡戸文化学園理事長

本部：東京都文京区 / 職員：357 名  
(2025 年 1 月時点)

受賞：東京都女性活躍推進大賞  
グッドデザイン賞（4 回）  
キッズデザイン賞（5 回）